

アラブ首長国連邦（UAE）における経済的実体規制

1. 経済的実体規制概要

アラブ首長国連邦(UAE)では、2019年4月に経済的実体規制(Economic Substance Regulation)(2019年閣議決定第31号)が公布されたが、その後、2020年8月に、2019年のルールを全面改正する新たな経済的実体規制(2020年閣議決定第57号)が出された。

UAEは、2017年12月5日に、欧州連合(European Union : EU)による「税務面で非協力的な国・地域リスト」(EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes)に追加された後、2018年5月に、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development : OECD)の税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting : BEPS)に関する包括的枠組み(Inclusive Framework on BEPS)に参加した。

UAEにおいて導入された経済的実体規制は、BEPS包括的枠組み下で実施が求められるBEPS行動計画5「有害税制への対抗」(Action 5: Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance)に沿うものであり、関連活動(Relevant Activities)を行う対象事業者(Licensee)について、UAEにおける経済的実体を要求するものである。

具体的には、対象事業者について、経済的実体テストの充足と、毎年の財務省(Ministry of Finance)への通知及び報告が求められる。

2. 適用対象

(1)対象事業者

経済的実体規制に服する者は、関連活動(Relevant Activities)を行う事業者(以下、「対象事業者」)であるが、経済的実体規制上、対象事業者は、「Licensee」とされ、UAEにおいて登録され、関連活動を行う法人又は法人格のない組合(Unincorporated Partnership)と定義される。メインランドのみならず、金融フリーゾーン(アブダビグローバルマーケット及びドバイ国際金融センター)を含むフリーゾーンに所在する事業体を含む。

個人事業主(Sole Proprietor)のライセンスを有する者、信託(Trust)、財団(Foundation)については、経済的実体規制に服する事業者には含まれない。

また、以下の対象事業者(以下、「免除事業者」)は、経済的実体規制上、「Exempted Licensee」と定義され、経済的実体規制上の義務を免除される。関連活動を行う外国企業の支店は、対象事業者となるが、収益について外国で課税される場合には、免除事業者となる。後述のとおり、免除事業者は、毎年の財務省への通知時に、免除事業者であることを証する十分な情報及び文書を提出しなければならない。

- ① 投資ファンド
- ② UAE 以外の国で税務上の居住者である者
- ③ UAE 居住者が完全に所有し、多国籍企業グループに属さず、UAE 国内でのみ事業を行う者
- ④ 収益が外国で課税対象となる外国企業の支店
- ⑤ 財務省の決定で認められたその他の事業者

(2)関連活動

経済的実体規制上、関連活動(Relevant Activity)は以下のとおりとされる。これらは BEPS 行動原則 5 に沿うものである。対象事業者が下記関連活動を行う場合には、経済的実体規制に服することになる。

- ① 銀行業(Banking Business)
- ② 保険業(Insurance Business)
- ③ 投資ファンドマネジメント業(Investment Fund Management Business)
- ④ リースファイナンス業(Lease-Finance Business)
- ⑤ 統括拠点業(Headquarters Business)
- ⑥ 海運業(Shipping Business)
- ⑦ 持分会社業(Holding Company Business)
- ⑧ 知的財産業(Intellectual Property Business)
- ⑨ 物流及びサービスセンター業(Distribution and Service Centre Business)

3. 対象事業者の義務

(1)経済的実体テスト

免除事業者ではない対象事業者は、関連活動に関する経済的実体テストの充足を求められ、UAEにおける経済的実体が必要になる。具体的には以下を満たす必要がある。

- ① UAE 国内で主たる収益活動(Core Income-Generating Activity)を行うこと。
- ② UAE 国内から業務に関する指示が出され、また業務が管理されていること。
- ③ 関連活動の水準を考慮して、以下を満たすこと。
 - (a) UAE 国内において、適切な数のフルタイム従業員を有していること(対象事業者によって雇用されているか、他法人によって雇用されているかを問わず、一時的契約か長期の契約かを問わない。)
 - (b) UAE 国内において、十分な運営経費を負担していること。
 - (c) UAE 国内において、十分な有形資産(オフィス等)を所有していること。

なお、②の要件を満たすために、対象事業者は、以下を満たす必要がある。

- (a) 取締役会が、UAE 国内において、必要な決議の量を考慮して、適当な頻度で開催されること。
- (b) 取締役会において、定足数を満たす取締役が UAE 国内にいること(居住者である必要はない)。
- (c) 取締役会議事録が作成され、出席した取締役による署名がなされていること。
- (d) 取締役会議事録には、関連活動に関する戦略的な決定事項が含まれていること。
- (e) 取締役はその職務を遂行する知識と専門性を有していること。
- (f) すべての取締役会議事録及び対象事業者の記録は、UAE 国内に保管されること。

対象事業者が、株主もしくは持分権者、又は1名以上の経営権保有者によって、管理されている場合、上記要件は、当該株主、持分権者又は経営権保有者に対して、それらが対象事業者の取締役であるかのように適用される。

事業年度において、対象事業者に収入がない場合には、経済的実体テストの充足は求められない。

(2)通知及び報告

対象事業者及び免除事業者は、管轄当局に対して、毎年、事業年度末から6か月以内に、関連事業の性質、関連収益の有無、会計年度の始期と終期、当局が要求する他の情報を含む通知を、財務省 (Ministry of Finance)のポータルサイトを通じて、提出しなければならない。

免除事業者は、管轄当局に対して、通知と共に、免除事業者であることを証する十分な情報及び文書を提出しなければならない。十分な証拠を提出しない場合、免除事業者は経済的実体テストの充足等に関する免除を受けられない。

また、対象事業者は、事業年度末から12か月以内に、経済的実体規制が定める内容を含む経済的実体報告書を管轄当局に提出しなければならない。

4. 罰則

経済的実体規制に違反した場合、対象事業者又は免除事業者は、AED20,000からAED50,000までの罰金に服する。例えば、通知書の提出を怠った対象事業者又は免除事業者は、AED20,000の罰金を支払わなければならない。また、経済的実体報告書の提出を行ったか、又は経済的実体テストを満たせなかった対象事業者又は免除事業者は、AED50,000の罰金を支払わなければならない。